♦ 国賠名	大型ガサ国賠
原告	日本全国の 64 名
原告代理人	福島瑞穂・虎頭昭夫・武内更一・遠藤憲一 他 88 名
被告	国・東京都・令状を請求した公安刑事・令状を発付した簡裁判事
事件の概要	1987 年 12 月~ 1988 年 1 月、日本赤軍の旅券法違反被疑事件を口実に全国 300 カ所の家宅捜索。
	1988年9月、国賠提訴。ガサ入れの令状の請求、発行、執行が不当に行われたことについて、国、東京都および3名の個人被告に対し、ひとりにつき100万円の損害賠償を支払うよう訴えた。 準備書面で個人責任追及の論理を展開、次いで令状発付時に添付された資料の公開を求めたが棄却され、この文書提出命令申立棄却について高裁に抗告。高裁も棄却。原告・被告から7、8名ずつ代表して証人尋問。 96年11月22日、一審判決。6人についてのみ一部勝訴(10万円×6)。ただし内容は無制限ガサを追認する反動判決であったため、控訴。2000年2月23日

に控訴審判決。5人の一部勝訴が確定した。残るメンバーが上告したが上告棄却。

結果 一部勝訴